

## 水の都の恩恵と脅威—松江と江戸—

渡辺浩一

## はじめに

現在、松江は水の都として全国的に有名であり、城と堀割が織りなす都市空間は大変魅力的である。江戸時代には日本の各地に水の都が存在し、松江も江戸もその一つであった。江戸（東京）をはじめとする多くの都市は水の都であることをやめてしまったが、松江は過去の遺産を現代に上手に生かしているといえる。

江戸時代に松江の人々は水辺環境をどのように享受し、その反対にどのような水害を被っていたのか。江戸との対比で。

## 1. 水の恩恵

## (1) 松江城下町の立地と堀割り

<地図> 宍道湖と中ノ海の間。周囲に「沢」（低湿地）と「ふけ田」（泥の深い田）。

→ 城郭と北部を除いては都市全域が低地。

<松江四季眺望図> 川と水門と堀割<水門は2箇所>

→ 二種類の交通路；道路・橋と水路<眺望図の弁財船・「灘蔵」・荷船>

着岸施設；「舟入」（城下絵図の武家屋敷、新屋が拝領した干場）、「船着石垣」（新屋の灘屋敷）

他藩の使者、京都両替商などは舟で新屋の屋敷に来ている。

→ 堀割のめぐる親水空間 = 水の都（江戸時代は全国に存在、江戸も）

## (2) 居住と接客

灘屋敷；灘（水際）に面した屋敷地 <眺望図>

特徴的な施設

灘座敷；灘に面した座敷、もしくはそういう部屋を持つ建物。

灘門 東西6間南北3間（寛政元）、二階建て（安永5）＝水際からの出入りが前提

御成門（天保8年） 藩主やその家族の来訪 = 道路から出入りすることもあった

御用商人の寄合の場にも。文化11年、文久元年

## (3) 栄養源—水辺の恵み

白潟と末次に漁師町 白魚・鱸・鰻など。<大橋川の漁場図>。漁師仲間の取決め。

漁師頭が兼ねる問屋から城下町へ販売か。

武士の漁労が漁師の生業を脅かす [史料1]。

## (4) 藩主・家族の親水遊興と領民との交流[滝川家御用控]

1756 宝暦6年2,3月頃「暮れ時から雨が降り、夜に入ってから急の仰せ渡しがあつた。白魚を取る船を五六艘（宍道湖の）沖に並べ、漁り火を焼くようにとのこと。そのようにしてみると、珍し

い風景で言葉に表しようもないほどであった。」 幻想的光景

1760 宝暦 10 年 2 月 13 日「駒次郎（6 代藩主宗衍次男、治郷弟衍親の稚名、宝暦 3 年生まれ）が午後 4 時頃（灘屋敷に）お入りになり、「掛け出し」から四ツ手網で白魚をとり、午後 8 時頃に御城に帰られた」 7 歳の男の子のほほえましい光景

1745 延享 2 年 7 月 20 日「(宗衍が) 御舟を嫁島前を出して遊覧され、夜に入り使者が舟で来て御囃子を内証で拝見するように仰せ付けられた。月が出て、(灘?)屋敷の 54 メートルほど沖に碇を下ろされ、(御座船の) 檣の上で (宗衍が御囃子を楽しんで) いらっしゃる。(私たち滝川) 親子 3 人は袴で「掛け出し」(に係留してある) 下舟に乗って (御囃子を) 拝見した。有り難き仕合わせである。」

→藩主や一族の親水遊興は領民との交流の場

\*庶民も独自に風景を楽しむか? <眺望図>

## 2. 水の脅威

### (1)洪水

頻繁 ; 1674 年、1691 年、1721 年、1820 年 (水位上昇 135cm)、1826 年、1835 年  
延宝 2 年(1674) 宍道湖溢水→ (社会現象) 松江浸水。大橋半分落ち、天神橋全壊。

(『和訳 出雲私史』島根県郷土資料刊行会、昭和 47 年)

松江は死者の記録なし

\*江戸は数千人単位の死者<瓦版>

- 理由 1.地形条件の差 江戸 ; 利根川水系破堤による洪水、松江 ; 宍道湖水位上昇  
2.巨大都市住民の流動性の高さ→相互扶助力の差、災害体験継承の難しさか

### (2)対処

#### a.直接的対処

家臣団へは拝借金(融資)、藩主山の伐採許可 (元禄 15、市史史料編近世 IIp115,267)

市史 6 の限りでは町人への直接の復興支援はない。 =被災者支援の身分制 (江戸も同じ)

#### b.減災

土地の嵩上げ (『松江城下を掘る』松江城下鹿島歴史民俗資料館、2007 年)

堀・大橋川のゴミ処理システムの整備と罰則 (1788 天明 8) [史料 2]

i 堀にゴミを投棄することが行われ、それは禁止されていた。

ii 大橋川も含め瓦まで投棄されたので埋まる部分が生じた。

iii そのために洪水の際に流れを阻害した。 =人間活動による自然災害の増幅

iv 対策としては、ゴミ集積所にゴミを溜めておき、御堀方に届け出てその指図を受けて、白濁天満宮の後ろと四十間堀の西方に捨てることにした。(1775 安永 4 年令)

vi 違反者の処罰は町内に対する浚い夫の賦課か罰金徴収である。

## おわりに

松江の人々は水の恩恵だけを受けていたわけではなく、脅威も受け入れながら暮らしていた。その一方、人間が自然災害を増幅させてしまうことにも見られるように、自然と人間の共生は過去にあっても簡単なことではないこともわかる。

<史料1>

明和元甲申歳御家中へ御触之写シ左之通

近来御家中屋敷前之水道を無断して付かへ、又者竹の子垣をいたし置、追而有来之生垣之竹を折かけ外圍致し候族有之由相聞へ不埒之事候間、可致相改候、以来無断右之通之儀有之候ハ、被仰付様之品茂可有之候間、兼而左様ニ可被相心得候、且又近来御堀筋御法度之場所ニおいて令魚漁、其上此節大橋上越中網漁場筋にて夜々数艘舟をならべ四ツ手網張切等致し漁師場を支候もの有之由相聞候、漁師共儀ハ古来より運上差上令魚漁、御国産第一御〇倍等ニも相成候処、右之通ニ而ハ漁師共物員不致出来及難儀候、右越中網漁いたし候中ハ右様之儀可相正候、若令違背候もの於有之ハ急度可被仰付候、此旨召仕末々のもの迄堅可被申付候、品ニより主人迄越度ニ可相成候、此段可被申付触候以上

申十月十九日

団仲／三谷権太夫／小田切備中

比良平左衛門殿／三谷茂助殿

<売布神社文書「永代略記」>

明和元年(1764)の家中への触れの写しは左の通りである。

①最近家臣の屋敷前の水道を無断で付け替え、または竹垣を設置し、既存の生垣の竹を折かけて外圍いにする者がいると聞くがそれは不埒なことである。改めよ。これからは無許可でこのようなことがある場合には(何らかの処罰が)命ぜられることもあるのでそのように心得よ。②また、最近御堀筋の禁猟区で漁をし、そのうえ今回は大橋の上(かみ)にある越中網漁場で(家臣が)毎晩船を数艘並べて四ツ手網の漁をしていることは漁師の漁場に支障があると聞いている。漁師たちは古来から運上を納めて漁をしておりそれは藩の御国産にもなっているのに、家臣が漁をしては漁師の漁獲高が足らず難儀する。漁師が越中網漁をする間は家臣が漁をすることは正すべきだ。違反する者がいたならば厳しく命じる。この旨を家臣の家の配下のものたちまで申付けよ。場合によっては主人の落度になるであろう。以上を申し付け触れる。

<史料2>

一御堀廻りちりあくた捨候得者兼而御制禁之事ニ候処、町家御堀廻り并大橋上下灘筋江ちりあくた損し瓦等捨候ニ付而御堀内并川下辺埋り其上出水之節ニハちりあくた大流出し候ニ付而其水行之差支ニ相成、以之外之事ニ候、右之段堅停止之段度々申渡置候処、兎角不相守趣ニ相聞候不届之事ニ候、以来ごみ溜場所へ溜置、夫より取除候節は安永四未年令儀定候通り御堀方へ相訴同所役人之受差図、天神後并四十間堀西之方両所の内江取捨可申候、尤御堀方より日々相廻し候廻番之ものより急度遂吟味候様ニ申付置候条、大橋上下灘筋并御堀内或水道砂防等之内江捨候者於有之者其一町内江浚夫并過料之義申付之、依其品ハ猶又厳処令申付候条、其旨相心得平日町役人共義相廻り可令心配候

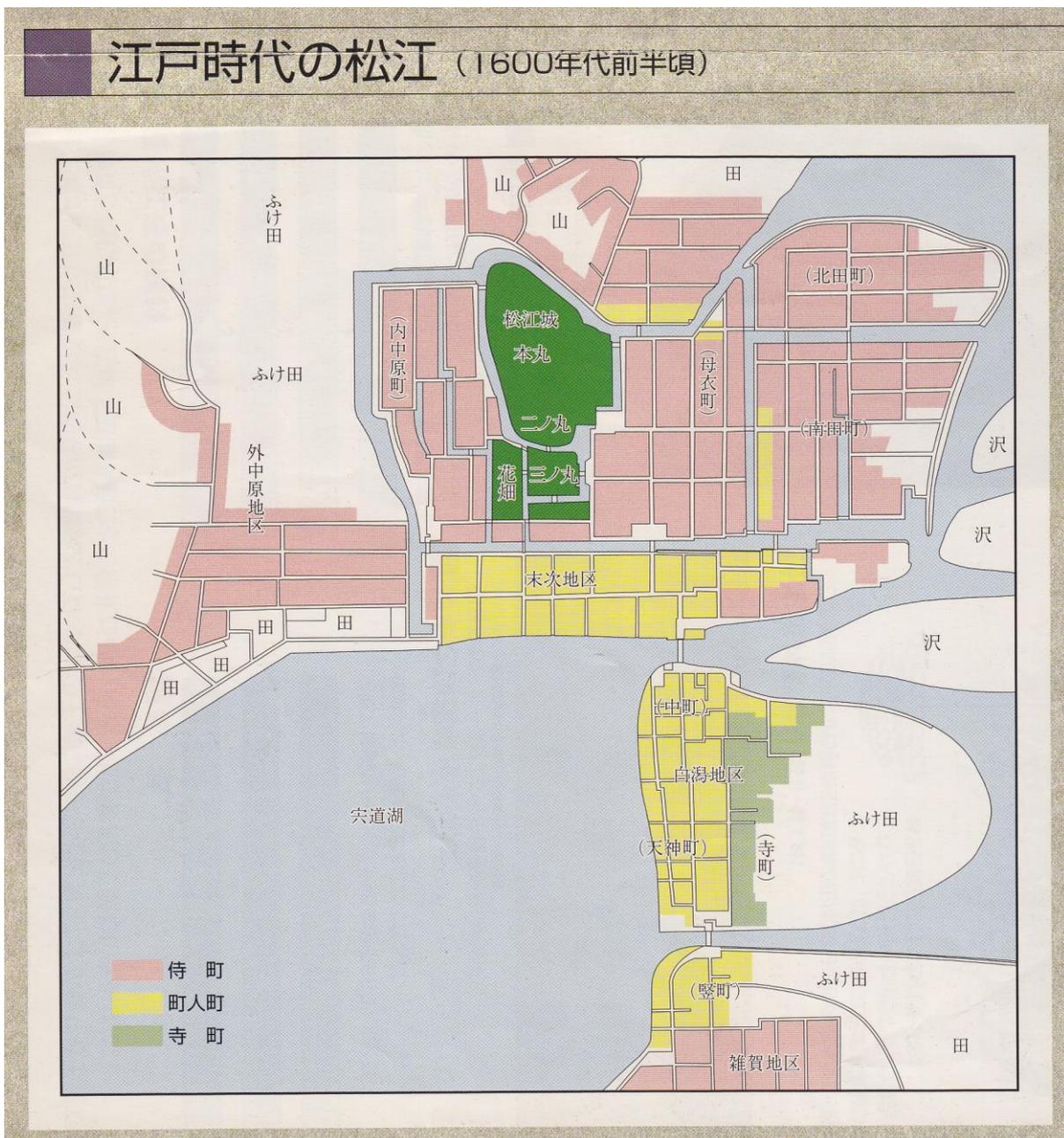
五月八日

<「滝川家公用控」三番>

一、御堀廻りにゴミを捨てることは以前から禁止されていたが、町人地の堀割りと大橋付近の灘筋にはゴミや瓦礫などが捨てられて堀や川が埋まり、洪水の際にはゴミが流れ出して水の流れの差支えにな

っている。これは以ての外のことである。堀と川へのゴミ投棄禁止は何度も申し渡してきたが、守られていないとのことは不届きである。「ごみ溜場所」へ（ゴミを）溜めておき、そこから（ゴミを）運び出すことは、安永4年(1775)に定めた通りに、御堀方へ届け出てその指図に従い、（白濁）天神の後ろと四十間堀の西方に捨てるようにせよ。もっとも、御堀方より派遣する廻り番の者が厳しく吟味するように申し付けおく。大橋付近の灘筋と堀割あるいは水道などにゴミを捨てる者がいれば、（捨てた者の）町内にゴミ浚い人を出すことと罰金を申し付ける。この件は厳しく申し付けることをよく心得て、町役人が見廻って心配りをするようにせよ。

（天明八年 1788）五月八日



『絵図で見る城下町 松江』（パンフレット、松江市教育委員会、2008年）より